第１号様式（第７条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

東京都舟運活性化事業費補助金交付申請書

東京都の舟運活性化に向けた事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

１　事業名

記入例：交通手段としての航路事業（朝・夕運航、交通不便地域の運航）

　　　　船着場のデジタル化事業等

２　補助対象申請経費

第５条第一号から第四号までのいずれかを記載する（記入例：交通手段としての航路事業の運航経費・船舶新造費・船舶改良費、船着場のデジタル化事業の導入経費等）

３　補助金交付申請額

金　　　　　　千円

４　添付書類

1. 事業計画書（別紙のとおり）
2. 運航計画書、見積書等
3. その他補助金の交付に関して参考となる書類

５　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

６　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第２号様式（第８条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都舟運活性化事業費補助金交付決定通知書

　年　　月　　日付　　第　　号により交付申請のあった、東京都舟運活性化事業費補助金については、東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり交付する。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　千円

２　交付条件

（１）事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りではない。

（２）承認事項

補助対象事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア　補助申請内容を変更しようとするとき。

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（３）報告事項

補助対象事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ア　補助事業が予定期間内に完了しないとき又はこの補助事業の遂行が困難となったとき。

イ　補助事業が完了したとき又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したとき。

（４）補助事業の遂行命令等

ア　知事は、（２）又は（３）による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

イ　補助対象事業者が、アの命令に違反したときは、知事は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（５）実績報告書

補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（要綱第11号様式）を知事に提出しなければならない。

（６）是正のための措置

ア　知事は、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

イ　補助事業の実績報告は、アの命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

（７）決定の取消し

知事は、この補助金の交付決定後、補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア　偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の用途に使用したとき。

ウ　補助事業を（１）以外の理由で中止又は廃止したとき。

エ　その他、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令に基づく命令又は知事の指示に反したとき。

（８）補助金の返還

知事は、（１）又は（７）によりこの補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

なお、補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

（９）違約加算金

知事が、（８）の場合において、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助対象事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95％の割合で計算した違約加算金（100円未満の端数は切り捨てる。）を納入しなければならない。

（10）延滞金

知事が、補助対象事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助対象事業者が納期日までに返還しなかったときは、補助対象事業者は、納期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95％の割合で計算した延滞金（100円未満の端数は切り捨てる。）を納付しなければならない。

（11）申請の撤回

この補助金の交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

（注）補助金交付の条件は以上によるほか、必要に応じ条件を付す場合がある。

第３号様式（第10条関係）

文　書　番　号

　　　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

東京都舟運活性化事業費補助金に係る補助事業計画変更承認申請書

　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で補助金の交付決定通知のあった東京都舟運活性化事業について、下記のとおり変更を申請するので、承認願います。

記

１　変更事項及びその内容

２　変更する理由

３　補助金交付申請書（写し）に変更する部分を上段に朱書きしたもの

４　その他必要な書類

５　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

６　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第４号様式（第11条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都舟運活性化事業費補助金交付決定額変更通知書

　年　　月　　日付　　都市基交第　　　号で補助金の交付決定をし、　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号で補助事業の計画変更承認申請のあった舟運活性化事業費補助金について、下記のとおり補助金交付決定額を変更したので通知する。

記

１　補助金変更決定額　　　　　　　　　千円

２　補助事業の内容等

（単位：千円）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 変更前の交付決定額 |  |
| 変更後の交付決定額 |  |
| 変更による増減額 |  |

３　補助事業及び変更内容

東京都舟運活性化事業費補助金に係る補助事業計画変更承認申請書のとおり

４　交付条件

　年　　月　　日付　　都市基交第　　　　号の東京都舟運活性化事業費補助金交付決定通知書に記載の交付条件に同じ。

第５号様式（第12条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

東京都舟運活性化事業費補助金に係る一括審査申請書

東京都舟運活性化事業について、一括審査を受けたいので、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

１　事業名

記入例：交通手段としての航路事業（朝・夕運航、交通不便地域の運航）

　　　　船着場のデジタル化事業等

２　補助対象申請予定経費

第５条第二号から第四号までのいずれかを記載する（記入例：交通手段としての航路事業の船舶新造費・船舶改良費、船着場のデジタル化事業の導入経費等）

３　事業の実施予定期間

年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

４　添付書類

1. 補助金交付申請予定額の算出方法を示す書類
2. 工程表
3. その他関係書類

５　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

６　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第６号様式（第12条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都舟運活性化事業費補助金に係る一括審査承認通知書

　年　　月　　日付　　第　　号により一括審査申請のあった、東京都舟運活性化事業については、東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり承認する。

　なお、この承認通知書は、補助金の交付を決定するものではない。

記

１　事業の内容等

申請書記載のとおり

２　条件

（１）

３　申請の撤回

この一括審査承認の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第７号様式（第13条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

東京都舟運活性化事業費補助金に係る一括審査変更申請書

　　　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で承認を受けた東京都舟運活性化事業の一括審査について、下記のとおり変更を申請するので、承認願います。

記

１　変更する理由

記入例：交通手段としての航路事業（朝・夕運航、交通不便地域の運航）

　　　　船着場のデジタル化事業等

２　一括審査申請書（写し）に変更する部分を上段に朱書きしたもの

３　その他必要な書類

４　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

５　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第８号様式（第13条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都舟運活性化事業費補助金に係る一括審査変更承認通知書

　　　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で一括審査を承認し、　　　年

　　月　　日付　　　　第　　　号で変更申請のあった、東京都舟運活性化事業については、東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり承認する。

　なお、この承認通知書は、補助金の交付を決定するものではない。

記

１　事業及びの変更内容

東京都舟運活性化事業費補助金に係る一括審査変更申請書のとおり

２　条件

　　　年　　月　　日付　都市基交第　　　号の東京都舟運活性化事業費補助金に係る一括審査承認通知書に記載の条件に同じ。

３　申請の撤回

この一括審査変更承認の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第９号様式（第14条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

東京都舟運活性化事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で補助金の交付決定通知のあった東京都舟運活性化事業について、下記のとおり同事業の中止（廃止）を申請するので、承認願います。

記

１　事業を中止（廃止）する理由

２　補助対象経費の支出額内訳

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 既施行部分額 | 未施行部分額 | 計 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

３　事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定日

（１）中止期間　　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

（２）完了予定期日　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

４　その他必要な書類

５　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

６　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第10号様式（第15条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

東京都舟運活性化事業費補助金に係る補助事業事故報告書

　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

１　事故の種類

２　事故の主な原因

３　事故に対する補助事業者の対処方針

４　事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

５　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

６　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第11号様式（第16条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

東京都舟運活性化事業費補助金に係る補助事業完了実績報告書

　年　　月　　日付　都市基交第　　　号で補助金の交付決定を受けた標記事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

１　事業名

２　補助対象申請経費

３　補助金交付申請額

金　　　　　　千円

４　添付書類

1. 事業実績報告書（別紙のとおり）
2. 運航実績書、収支明細書等
3. その他必要とする書類

５　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

６　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第12号様式（第17条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事

〇　〇　〇　〇　〇

東京都舟運活性化事業に係る補助金確定通知書

　年　　月　　日付　　　第　　　号をもって実績報告のあった、標記都補助金事業については、東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

１　交付決定金額　　　　　　　　　千円

２　確定交付金額　　　　　　　　　千円

第13号様式（第18条関係）

請　求　書

請求金額　　　　　　　　　　　円

　年　　月　　日付　　都市基交第　　　号をもって東京都舟運活性化事業費補助金の額の確定通知のあった補助金を、上記のとおり請求します。

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

１　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

２　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。

第14号様式（第19条関係）

文　書　番　号

　年　　月　　日

東京都知事　殿

補助対象事業者

東京都舟運活性化事業費補助金に係る財産処分承認申請書

東京都舟運活性化事業に係る財産を、東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱第19条第３項の規定により、下記のとおり処分を申請するので、承認願います。

記

１　処分しようとする財産

1. 品目
2. 所在内容

２　処分の内容

３　処分の相手方の氏名又は名称及び住所

４　処分の相手方の利用計画

５　処分しようとする理由

６　処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

７　本人確認欄

（１）書類発行権限を有する者

役職及び氏名　　　　：

連絡先（電話番号）　：

（２）事務担当者

所属、役職及び氏名　：

連絡先（電話番号）　：

８　※ 東京都確認欄

確認日　　：

確認方法　：

（留意事項）

１　本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要。

２　※印のある項目は、記入しないこと。